

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書

去る10月11日午後5時20分ごろ、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着し、炎上する事故が発生した。

事故現場周辺においては、6カ所のヘリパッド建設が強行された結果、民間地上空での訓練が激化し、いつ事故が発生するかわからないという訴えが相次ぐ中、事故が発生したものである。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れてなく、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍の航空機に関する事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、最近では、昨年12月13日にMV22オスプレイ2機がそれぞれ名護市沿岸と普天間飛行場で事故を起こしたほか、ことし8月3日には普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合に墜落し乗員3名が死亡する事故も発生している。さらに、MV22オスプレイを初めとする米軍機が米軍基地のほか、奄美空港、大分空港及び新石垣空港の民間空港に緊急着陸するトラブルが短期間に相次いで発生するなど異常な事態となっている。

米軍機に関する事故等については、その都度、本県議会を初め地元自治体等が米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に強い怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

日米両政府においては、米軍機による事故等が頻発している実態を真摯に受けとめ、県民の過重な基地負担の確実な軽減が図られるよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
- 2 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月16日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	}	宛て
外 務 大 臣		
防 衛 大 臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		